

## 基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領

制定 4環バ第162号令和4年9月15日  
改正 4環バ第252号令和4年12月13日  
改正 5環バ第481号令和6年4月1日  
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知

### 第1 趣旨

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和4年政令第229号。以下「施行令」という。）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基盤確立事業実施計画の認定等に関する省令（令和4年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第3号。以下「省令」という。）の施行並びに環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）の制定に伴い、法に定める基盤確立事業実施計画の認定審査等について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 基盤確立事業実施計画の認定等

#### 1 基盤確立事業実施計画の認定の申請方法等

- (1) 基盤確立事業実施計画の申請を行おうとする者は、法第39条第1項及び省令第1条の規定に基づき、別記様式第1号による申請書に、基盤確立事業実施計画（別記様式第2号。ただし、他で定めのある事業計画の様式が基盤確立事業実施計画の記載事項を満たす場合には、当該様式に代えることができる。）その他必要書類を添付し、当該計画に係る事業者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）を通じ、農林水産大臣及び当該計画に係る基盤確立事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に提出するものとする。提出に当たっては、電子メールでの提出を可能とし、電子メールで提出する場合は、必要事項を記載した協議書等のデータをPDF形式に変換した上で添付するものとする。

なお、省令第1条第2項第5号の規定による添付書類については、具体的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物処理業の許可を受けたことを証する書類、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく登録又は届出をしたことを証する書類等が考えられる。

- (2) (1)の規定による提出を受けた地方農政局長等は、当該申請書を農林水産大臣に提出するものとする。

(3) 申請書の提出を受けた農林水産大臣は、当該申請書を事業所管大臣に回付するものとする。

## 2 認定基盤確立事業実施計画の変更の申請

認定基盤確立事業実施計画（法第 40 条第 3 項に規定する認定基盤確立事業実施計画をいう。以下同じ。）を変更しようとする認定基盤確立事業者（法第 40 条第 1 項に規定する認定基盤確立事業者をいう。以下同じ。）は、法第 40 条第 1 項及び省令第 3 条の規定に基づき、別記様式第 3 号の申請書に、変更後の基盤確立事業実施計画及び変更前の基盤確立事業実施計画に従って行われる基盤確立事業の実施状況を記載した書類（別記様式第 4 号）その他必要書類を添付し、農林水産大臣及び事業所管大臣に提出するものとする。なお、提出方法については、第 2 の 1 を準用する。

## 3 基盤確立事業実施計画の認定審査

農林水産大臣及び事業所管大臣は、基盤確立事業実施計画の認定又は認定基盤確立事業実施計画の変更の認定に当たっては、法、基本方針及び別途定める審査基準に従い審査を行うものとする。

## 4 基盤確立事業実施計画の認定結果の通知及び公表

農林水産大臣及び事業所管大臣は、申請のあった基盤確立事業実施計画を認定した場合にあっては別記様式第 5 号により、認定しなかった場合にあっては別記様式第 6 号により、地方農政局長等を経由して、それぞれ申請者に通知するものとする。

また、農林水産大臣及び事業所管大臣は、法第 39 条第 9 項及び省令第 1 条第 4 項の規定に基づき、基盤確立事業実施計画を認定した場合にあっては、事業者が作成する別記様式第 7 号により、当該基盤確立事業実施計画の認定の日付、当該認定基盤確立事業者の名称及び当該基盤確立事業の内容をホームページに公表するものとする。

## 5 認定基盤確立事業実施計画の軽微な変更の届出

認定基盤確立事業者は、省令第 4 条に定める認定基盤確立事業実施計画の軽微な変更をした場合は、法第 40 条第 2 項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第 8 号による届出書を農林水産大臣及び事業所管大臣に提出するものとする。なお、提出方法については、第 2 の 1 を準用する。

## 第 3 認定基盤確立事業者に対する報告徴収等

### 1 報告徴収

認定基盤確立事業者は、認定基盤確立事業（法第 41 条に規定する認定基盤確立事業をいう。以下同じ。）の実施状況について、別記様式第 9 号により、事業を実施した年度ごとに、事業を実施した翌年度の 5 月 31 日までに農林水産大臣及び事業

所管大臣に報告するものとする。なお、報告方法については、第2の1を準用する。

## 2 認定の取消し等

- (1) 農林水産大臣及び事業所管大臣は、報告徴収等により、特段の理由がないにもかかわらず認定後1年を経過してもなお事業に着手していない場合や、環境負荷の低減に資する製品の生産及び販売の数量が計画と比べて大幅に減少している場合など、認定基盤確立事業が適切に実施されていないと認められる場合には、認定基盤確立事業者に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- (2) 農林水産大臣及び事業所管大臣は、(1)の助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお事業の着手が見込まれない場合など認定基盤確立事業が適切に実施される見込みがないと認められる場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）等の関係法令に規定する手続を行い、法第40条第3項の規定に基づき認定を取り消し、別記様式第10号により、地方農政局長等を経由して認定の取消しの対象となる事業者に対して通知するとともに、その旨を公表するものとする。
- (3) 基盤確立事業実施計画の認定を取り消された者が、当該認定を取り消された基盤確立事業実施計画の達成に必要な資金として、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）から食品流通改善資金（法第41条において認定基盤確立事業者に対して貸付の特例を講ずることとしている資金をいう。株式会社日本政策金融公庫による食品等流通合理化事業に係る食品流通改善資金融通措置要綱（平成4年2月3日付け3食流第6094号農林水産事務次官依命通知）等）又は新事業活動促進資金（新企業育成貸付制度要綱（平成20年10月1日付け中庁第1号、財政第489号））を借り入れている場合は、当該借入金については繰上償還等の手続が必要となるおそれがある。このため、農林水産大臣及び事業所管大臣は、当該認定を取り消された者に対し、融資機関に当該借入金に係る実施計画の認定が取り消されたことを報告するよう指導するものとする。
- (4) 基盤確立事業実施計画の認定を取り消された者は、認定が取り消された日以後は、法第43条及び第44条の各個別法の許可等を受けていない状態となることから、認定が取り消された日以後に農地転用等又は補助金等交付財産の活用を行う場合には、改めて各個別法の許可等を要することに留意するものとする。
- (5) 認定基盤確立事業者は、災害その他の事情により基盤確立事業を継続することが困難である場合などにおいて、別記様式第11号により農林水産大臣及び事業所管大臣に対して自発的に認定の取消しを申し出ることができるものとする。提出方法については、第2の1を準用する。農林水産大臣及び事業所管大臣は、認定基盤確立事業者から自発的な認定の取消しの申出があった場合には、当該認定を取り消すものとする。なお、この場合の認定の取消しは、行政手続法第2条第

4号のハに該当すると考えられることから、不利益処分には当たらないと解される。

- (6) 農林水産大臣及び事業所管大臣は、法第40条第3項の規定による取消しのほか、認定時において申請者からの詐術等により認定要件を満たしていなかったこと等の瑕疵が後ほど明らかになった場合には、必要に応じ、認定を取り消すものとする。

なお、この場合における認定の取消しの効果は遡及し、当初から認定がなかったこととなることから、例えば、取り消された基盤確立事業実施計画に基づき行われている農地転用について、農地法（昭和27年法律第229号）第51条に規定する違反転用に該当するものとして所要の措置を講ずることとなるなど、各個別法に基づく是正措置が講じられる場合があることに留意するものとする。

## 第4 認定基盤確立事業者に対する支援措置

### 1 資金の貸付け

農林水産大臣及び事業所管大臣は、次の(1)又は(2)に掲げる資金の貸付けを含む基盤確立事業実施計画を受理し、又は事前の相談を受けた場合には、当該計画の作成者に対して公庫への相談を行うよう助言及び指導に努めるものとする。

- (1) 認定基盤確立事業者は、法第41条の規定に基づき、認定基盤確立事業実施計画に食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第2条第3項に規定する食品等の流通の合理化が含まれる場合に、認定基盤確立事業実施計画の実施に必要な資金として、公庫から食品流通改善資金の貸付けを受けることができる。
- (2) 認定基盤確立事業者は、基盤確立事業実施計画の認定を受けて、環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産等に必要な設備等を新たに導入する場合に、認定基盤確立事業実施計画の実施に必要な資金として、公庫から新事業活動促進資金の貸付けを受けることができる。

### 2 投資促進税制

認定基盤確立事業者は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第11条の4第2項等の規定により、認定基盤確立事業実施計画の実施に必要な設備等として、化学肥料又は化学農薬に代替する生産資材の製造設備等やこれと一体的に整備する建物等を導入した場合に、その取得価額の32%（建物、建物附属設備及び構築物は16%）の特別償却ができる。（環境負荷低減事業活動用資産及び基盤確立事業用資産について農林水産大臣が定める基準（令和4年農林水産省告示第1415号）第2条）

なお、特別償却の適用は、原則、基盤確立事業実施計画の認定後に発注、着工及び取得したものに限られるが、令和4年度が法施行初年度であることを踏まえ、令

和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に発注又は着工し、その後、基盤確立事業実施計画の認定後に取得したものであっても、特別償却を適用できるものとする。

### 3 品種登録の出願料及び登録料の軽減（種苗法（平成10年法律第83号）の特例）

- (1) 認定基盤確立事業者は、法第42条第1項及び施行令第3条の規定に基づき、認定基盤確立事業の成果として育成された環境負荷の低減に資する新品種について、品種登録の出願の前に別記様式第12号の申請書にその他必要書類を添付して農林水産大臣に提出し、確認書の交付を受けることで、品種登録の出願の際に係る出願料が4分の3軽減される。
- (2) 認定基盤確立事業者は、法第42条第2項及び施行令第4条の規定に基づき、認定基盤確立事業の成果として育成された環境負荷の低減に資する新品種について、品種登録の通知後に、別記様式第13号の申請書にその他必要書類を添付して農林水産大臣に提出し、確認書の交付を受けることで、品種登録後の登録料（1～6年目）が4分の3軽減される。

### 4 行政手続のワンストップ化

法第43条及び第44条の規定に基づく行政手続のワンストップ化の措置は、基盤確立事業実施計画の実施に必要な施設の整備等に伴う複数の手続に係る申請を一本化し、手続の簡素化を図るものである。

農林水産大臣及び事業所管大臣は、各個別法の許可等の基準を緩和するものではないこと及び下記の事項に留意しつつ、国、都道府県、市町村等の関係機関と連携し、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

#### (1) 農地転用等の許可（農地法の特例）

都道府県知事等（農地法第4条第1項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）の同意を得る必要があること（法第39条第5項）。当該同意をしようとする都道府県知事等は農業委員会の意見を聴く必要があること（法第39条第6項）。農業委員会は、意見を述べるに当たって、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構の意見を聴く必要がある場合があるほか、それ以外の場合でも意見を聴くことができること（法第39条第7項）。

#### (2) 補助金等交付財産の活用の承認（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の特例）

基盤確立事業実施計画において、当該特例の対象となる補助金等交付財産について、補助金等交付省庁、補助金等の名称が記載されている必要があること。申請に当たっては、基盤確立事業実施計画に、基盤確立事業を行おうとする者が転

用しようとする補助金等交付財産に関する補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の転用に係る申請書が添付されていること。また、必要に応じ図面や写真を添付するなど、資料により補助対象施設の現状が分かるようにされていること。当該事項に係る関係行政機関の長の同意を得る必要があること（法第 39 条第 8 項）。

なお、本特例を活用しようとする場合、基盤確立事業を行おうとする者は補助金等交付省庁から追加的に資料を求められることがある点に留意すること。

附 則（令和 4 年 9 月 15 日付け 4 環バ第 162 号）  
この通知は、令和 4 年 9 月 15 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 13 日付け 4 環バ第 252 号）  
この通知は、令和 4 年 12 月 13 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日付け 5 環バ第 481 号）  
この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（法第 39 条関係）

基盤確立事業の実施に関する計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

申請者

住 所  
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 39 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、基盤確立事業を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

（提出する書面の目録）

- （別紙）基盤確立事業の実施に関する計画
- （別表 1）基盤確立事業に必要な資金の額及びその調達方法
- （別表 2）特例措置に関する事項
- （別表 3）基盤確立事業の用に供する設備等の導入に関する事項
- （別表 4）基盤確立事業に係る施設の整備に関する事項
- （別表 5）食品等流通合理化事業に関する事項
- （別表 6－1）農地法第 4 条第 1 項の特例措置の申請
- （別表 6－2）農地法第 5 条第 1 項の特例措置の申請
- （別表 7）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請
- （別表 8）租税特別措置法及び本法律に基づく課税特例措置の対象機械等の確認申請
- （別表 9）新事業活動促進資金の貸付けに関する資金計画等

注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

基盤確立事業の実施に関する計画

1 基盤確立事業の内容及び実施期間

(1) 申請者の概要

申請者（代表者）
①氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：   ） ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・ 電話番号： ・ E-mailアドレス： ・ 担当者名： ④業種：
申請者
①氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：   ） ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・ 電話番号： ・ E-mailアドレス： ・ 担当者名： ④業種：
申請者
①氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：   ） ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・ 電話番号： ・ E-mailアドレス： ・ 担当者名： ④業種：

注1 記入欄が足りない場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 「④業種」の項目は、日本標準産業分類に掲げる細分類項目を記載すること。





## 2 基盤確立事業の実施体制

--

注1 複数の事業者で共同申請する場合は、それぞれの申請者の役割分担が分かるように記載すること。  
2 体制図などが分かる資料の添付をもって記載に代えることも可能。

## 3 基盤確立事業による環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に関する目標

--

## 4 基盤確立事業に必要な資金の額及びその調達方法

別表1に記載すること（新事業活動促進資金の貸付けを希望する場合は、別表1に代えて別表9に記載すること。）。

## 5 特例措置の活用に関する事項

別表2に記載すること。

### （添付書類）

- 申請者が法人である場合には、申請者ごとの定款又はこれに代わる書面
- 申請者が法人でない団体である場合には、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

(別表 1)

### 基盤確立事業に必要な資金の額及びその調達方法

申請者の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

(単位：千円)

	○年度 ( 年 月期)	○年度 ( 年 月期)	○年度 ( 年 月期)	○年度 ( 年 月期)	○年度 ( 年 月期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (①+②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち食品流通改善資金)					
自己資金					
その他					

注 設備等の導入をする場合は別表 3 に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表 4 に、それぞれ必要事項を記載すること。

(別表2)

### 特例措置の活用に関する事項

#### 申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

チェック	活用する特例措置の内容	添付が必要な別表
<input type="checkbox"/>	食品流通改善資金の貸付けを希望する場合	別表3 (※)、別表5
<input type="checkbox"/>	農地を農地以外のものにする場合	別表4、別表6-1
<input type="checkbox"/>	農地又は採草放牧地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合	別表4、別表6-2
<input type="checkbox"/>	補助金等交付財産の目的外使用をする場合	別表7
<input type="checkbox"/>	みどり投資促進税制を活用し設備等を導入する場合	別表3 (※)
<input type="checkbox"/>	製造、販売する機械等が農業者に適用されるみどり投資促進税制の対象となることを希望する場合	別表8
<input type="checkbox"/>	新事業活動促進資金の貸付けを希望する場合	別表3 (※)、別表9

注1 「食品流通改善資金」又は「新事業活動促進資金」の貸付けを希望する場合は、本計画の内容について、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に提供されることとなります。

2 (※) 施設を整備する場合は、別表3に加えて別表4も添付してください。

(別表3)

基盤確立事業の用に供する設備等の導入に関する事項

申請者の氏名又は名称：

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

導入時期	番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な設備等	単価(千円)	数量	金額(千円)	特例措置
○年度	月 ①						
	月 ②						
	小計						
○年度	月 ③						
	月 ④						
	小計						
○年度	月						
	月						
	小計						
合計							

- 注1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。  
 2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 3 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。また、みどり投資促進税制を活用する場合において、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に設備等を発注又は着工し、その後、本計画の認定後に当該設備等を取得する予定の場合、発注又は着工した日がわかる書類を添付すること。  
 4 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号(ア～ウ)を記載すること。  
 ア：食品流通改善資金  
 イ：みどり投資促進税制  
 ウ：新事業活動促進資金  
 5 施設を整備する場合には、必要事項を別表4に記載の上、これを添付すること。

(別表 4)

### 基盤確立事業に係る施設の整備に関する事項

#### 申請者の氏名又は名称：

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

#### 1 基盤確立事業に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				農地法の特例	
	施設の種類 ・用途等	新設等の別	建築面積	所在	地番	地目			面積
						登記簿	現況		

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 2 「番号」は、別表 3 の番号と対応するように記載すること。  
 3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。  
 4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。  
 5 農地法の特例措置の適用を受けようとする場合には、「農地法の特例」の欄に○印を記載するとともに、別表 6-1 又は別表 6-2 に必要事項を記載の上、これを添付すること。

#### 2 基盤確立事業に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

- 注 「番号」の欄は、別表 3 の番号と対応するように記載すること。

#### (添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 施設の規模及び構造を明らかにした図面

(別表5)

**食品等流通合理化事業に関する事項**  
(法第41条関係)

**申請者の氏名又は名称：** \_\_\_\_\_

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

**1 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期**

**(1) 食品等流通合理化事業の内容**

別紙基盤確立事業の実施に関する計画の「1 基盤確立事業の内容及び実施期間」に記載すること。また、当該内容に該当する以下の「講ずる措置の種類」にチェック(レ)を付けること(複数選択可)。

**【講ずる措置の種類】**

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 流通の効率化(イ)                 | <input type="checkbox"/> 品質管理及び衛生管理の高度化(ロ) |
| <input type="checkbox"/> 情報通信技術その他の技術の利用(ハ)        | <input type="checkbox"/> 国内外の需要への対応(ニ)     |
| <input type="checkbox"/> その他食品等の流通の合理化のために必要な措置(ホ) |  |

**(2) 食品等流通合理化事業の実施時期**

別紙基盤確立事業の実施に関する計画の「1 基盤確立事業の内容及び実施期間」と異なる場合には記載すること。

年 月 ～ 年 月

注 食品等流通合理化事業の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

**2 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度**

注 当該食品等流通合理化事業により実現される食品等の流通の合理化(食品等の流通の経費の削減又は食品等の価値の向上若しくは新たな需要の開拓)が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載する。

**3 借入する資金の内容**

借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

借入する資金の内容	該当するものに ○印を記載	添付する別表
食品等生産製造提携型施設		別表5-1
食品等生産販売提携型施設		別表5-2
卸売市場機能高度化型施設		別表5-3

(別表5-1)

### 食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第41条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等製造業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

#### 1 安定的な取引関係を確立する事業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 住所：
- ③ 法人の場合はその代表者の氏名：
- ④ 連絡先（電話番号）：  
（メールアドレス）：  
（担当者名）：
- ⑤ 資本の額又は出資の総額：（年 月 日時点）
- ⑥ 従業員数又は組合員数：（年 月 日時点）
- ⑦ 業種：
- ⑧ 決算月：

#### 2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への伝達方法

品目	取引量 (kg、%)			取引額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

注 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

#### 3 安定的な取引関係の確立のために行う農林漁業投資

実施者	年度	農林漁業投資の内容	整備する施設等の 規模・能力等 (m <sup>2</sup> 等)	事業費 (千円)

(記載上の注意)

- 1 申請者と安定的な取引関係を確立する農林漁業者が、必要な設備等への投資を行う場合は、その内容を記載すること。
- 2 「農林漁業投資の内容」の欄は、安定的な取引関係を確立する農林漁業者が実施する、農林漁業用生産施設（種苗施設、農林漁業用生産機械、農林水産物貯蔵施設等）の整備、農林漁業用共同利用生産施設（堆厩肥舎、農林水産物集出荷施設、農林水産物調製処理加工施設、農林水産物輸送機器等）の整備、農地所有適格法人への出資、農林漁業関連法人への共同出資又は農林漁業者等による食品の製造・加工事業用資産（食品製造・加工施設、営業権等）の取得を記載すること。
- 3 「農林漁業投資の内容」の欄に農地所有適格法人への出資又は農林漁業関連法人への共同出資を記載した場合は、「整備する施設等の規模・能力等」の欄には、出資割合、出資の手段（現物出資の場合は、その内容）等を記載すること。



(別表5-2)

### 食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第41条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等販売業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

#### 1 安定的な取引関係を確立する事業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 住所：
- ③ 法人の場合はその代表者の氏名：
- ④ 連絡先（電話番号）：  
（メールアドレス）：  
（担当者名）：
- ⑤ 資本の額又は出資の総額： （年 月 日時点）
- ⑥ 従業員数又は組合員数： （年 月 日時点）
- ⑦ 業種：
- ⑧ 決算月：

#### 2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への伝達方法

品目	取引量 (kg、%)			取引額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

注 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

#### 3 安定的な取引関係の確立のために行う食品等の品質管理を適確かつ効率的に行うための施設整備の内容

食品等の品質管理の取組	施設の種類	施設の内容	別表3 の番号
流通新技術の導入			
取引等の情報システム化			

注1 「施設の種類」の欄は、食品等の品質管理の取組に応じて、別表3に記載した集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設を記載すること。

2 「流通新技術の導入」の欄は、注1の施設のうち、情報処理施設以外の施設であって、食品等を流通させるための新技術を導入するものを記載すること。

3 「取引等の情報システム化」の欄は、注1の施設のうち、情報処理施設であって、取引、在庫管理等の情報システム化によるものを記載すること。

4 「施設の内容」の欄は、該当する食品等の品質管理の取組に対応した施設の仕様、見込まれる具体的な効果等を記載すること。

(別表 5 - 3)

食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第41条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)	別表3の番号
	別表3 に記載			別表3に記載	
	別表3 に記載			別表3に記載	
	別表3 に記載			別表3に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表3に記載した施設等のうち、1の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

2 セリ売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)	別表3の番号
	別表3 に記載			別表3に記載	
	別表3 に記載			別表3に記載	
	別表3 に記載			別表3に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表3に記載した施設等のうち、2の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等				研修会等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m <sup>2</sup> 等)	事業費(千円)	別表3の番号	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
	別表3に記載			別表3に記載					
	別表3に記載			別表3に記載					
	別表3に記載			別表3に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別表3に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等			
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m <sup>2</sup> 等)	事業費(千円)	別表3の番号
	別表3に記載						別表3に記載	
	別表3に記載						別表3に記載	
	別表3に記載						別表3に記載	
	別表3に記載						別表3に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者又は仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者又は仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表3に記載した施設等のうち、営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

(別表6-1)

(別表4)の施設の番号:

農地法第4条第1項の特例措置の申請(法第43条第1項関係)

- 注1 農地法の特例措置(農地を農地以外のものにする場合)を必要とする場合に記載すること。
- 2 別表4に記載した施設ごとに作成すること。

1 農地を転用する者の氏名等	氏名	住所			
2 施設の種類					
3 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の氏名
	計 筆 m <sup>2</sup> (田 m <sup>2</sup> 、畑 m <sup>2</sup> )				
4 転用の時期	工事計画	着工年月日から年月日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成			m <sup>2</sup>	
	建築物		m <sup>2</sup>		
	小計				
	工作物				
	小計				
計					
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
6 その他参考となるべき事項					

- 注1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
- 3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。
- 4 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面(その者が、本基盤確立事業の認定申請者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。)
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 基盤確立事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面(別表1又は別表9と整合性を図ること。)
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)
- (7) その他参考となるべき書類

(別表6-2)

(別表4)の施設の番号:

農地法第5条第1項の特例措置の申請(法第43条第2項関係)

注1 農地法の特例措置(農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためにこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合)を必要とする場合に記載すること。

2 別表4に記載した施設ごとに作成すること。

1 当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏名	住所	職業	
	譲受人				
	譲渡人				
2 施設の種類					
3 土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	
				権利者の氏名	
4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	
5 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a当たり 普通収穫高	
	計	筆	m <sup>2</sup> (田 m <sup>2</sup> 、畑 m <sup>2</sup> )		
6 転用の時期	工事計画	着工年月日から年月日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成			m <sup>2</sup>	
	建築物		m <sup>2</sup>		
	小計				
	工作物				
	小計				
	計				
7 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要					
8 その他参考となるべき事項					

注1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

- 2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
- 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を、「職業」欄にはその業務の内容を記載すること。
- 4 譲渡人が2者以上存在する場合にあっては、1、3及び5の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1及び表2により記載することができるものとする。
- 5 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載すること。
- 6 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載すること。

(添付資料)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当事者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が、本基盤確立事業の認定申請者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 基盤確立事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表1又は別表9と整合性を図ること。）
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(表1) 別表6-2の1の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(表2) 別表6-2の3及び5の欄（土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等）

土地の所在	地番	土地所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		利用状況	10a 当たり普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計	筆	m <sup>2</sup> (田	m <sup>2</sup> 、畑	m <sup>2</sup> 、採草放牧地		m <sup>2</sup> )

注 本表は、(表1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

(別表 7)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請（法第 44 条関係）

番号	氏名	補助金等交付財産の 補助金等交付省庁の名称	補助金等交付財産の補助金等の名称
①			
②			
③			

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

- 2 活用しようとする補助金等交付財産に関して、それぞれ補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の活用に係る申請書等を添付すること。
- 3 必要に応じて図面や写真を添付するなど、補助金等交付財産の現状が分かるようにすること。
- 4 氏名には、本計画の申請者の氏名を記載すること。

(別表 8)

## 租税特別措置法及び本法律に基づく課税特例措置の対象機械等の確認申請

注 1 機械等の種類ごとに作成すること。

2 網掛けの内容は農林水産省のホームページに掲載されます。

### 確認申請をする者の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

### 1 機械等の概要

機械等の種類	機械等の名称	型式	販売開始日	標準販売価格 (千円)	備考
			年 月 日		

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「機械等の種類」の欄は、一般的な機械等の名称を記載すること。

例：水田除草機、家畜排せつ物の自動攪拌機、田植え機、色彩選別機 等

3 「販売開始日」は申請日前 10 年以内のものに限る。

4 申請する機械等の概要・型式が分かるパンフレット等を添付すること。

### 2 環境負荷低減への寄与

--

注 1 申請する機械等が、慣行的な生産方式と比較して化学肥料又は化学農薬の使用量を減少させるものである場合には、どの程度減少させるかを記載すること。なお、その際、異なる営農条件で有効性の確認を実施したことを示す資料を添付すること。

2 申請する機械等が、環境負荷低減事業活動の安定に不可欠なものである場合には、その理由を記載すること。

### 3 販売台数

	販売台数	備考
1 の機械等		
直前の旧モデル		

注 1 本申請時点における販売台数等を記載すること。

2 直前の旧モデルは、「備考」の欄に名称、型式、販売開始年を記載すること。

3 直前の旧モデルが無い場合はその旨を「備考」の欄に記載すること。

### (添付書類)

以下の書類を添付すること。

申請する機械等の概要・型式が分かるパンフレット等

申請する機械等について、異なる営農条件で有効性の確認を実施したことを示す資料



(別表9)

### 新事業活動促進資金の貸付けに関する資金計画等

#### 申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに作成すること。

1 環境負荷の低減に資する資材又は機械類等の生産・販売等に関する事業であることの確認  
環境負荷の低減に資する資材又は機械類等の生産・販売等に関する事業を行う中小企業者が営む事業が次のいずれかに該当する。

環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業  
(例：農林漁業経営に必要な資材や機械設備の製造・販売)

環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業

(例：農林漁業経営に必要な機械・ソフトウェアのレンタル・リース)

#### 2 経営計画

前1について、下記のとおり黒字化が見込まれること等から、生産・販売等に本格的に着手します。

(単位：千円)

内容 \ 年度	直近期	計画実施 から1年目	同 左 2年目	同 左 3年目	同 左 4年目	同 左 5年目
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販売費及び一般管理費						
営業利益						
支払利息						
その他損益						
経常利益						
減価償却費						
キャッシュ・フロー						

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 減価償却費にはリース費用を算入すること。

3 キャッシュ・フローは「経常利益×50%+減価償却費」により算出すること。

#### 3 販売計画（販売先）

(単位：千円)

年度 販売先名	直近期	計画実施 から1年目	同 左 2年目	同 左 3年目	同 左 4年目	同 左 5年目

注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

#### 4 資金計画

(単位：千円)

必要な資金	計画実施 から1年目	同 左 2年目	同 左 3年目	同 左 4年目	同 左 5年目
運転資金					
補助金・委託費・寄付等					
政府系金融機関借入 (うち新事業活動促進資金)					
民間金融機関からの借入					
自己資金					
その他					
設備等投資額					
補助金・委託費・寄付等					
政府系金融機関借入 (うち新事業活動促進資金)					
民間金融機関からの借入					
自己資金					
その他					
合計					

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「設備等投資額」については、基盤確立事業の用に供する設備等の導入のために必要な資金の額も含めて記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表3に必要事項を記載すること。

#### 5 運転資金計画

年 度	金 額 (千円)	内 訳

注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

別記様式第3号（法第40条第1項関係）

基盤確立事業実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで認定を受けた基盤確立事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第40条第1項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 1 「申請者」には、基盤確立事業を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（法第40条第1項関係）

変更前の基盤確立事業実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

主務大臣名 殿

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで認定を受けた基盤確立事業実施計画に係る基盤確立事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

計画の記載内容	実施状況
(設備等の導入に関する内容)	

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「計画の記載内容」には、別記様式第2号の1（2）②（ii）の概要を簡潔に記載すること。

(備考)

- 1 「申請者」には、基盤確立事業を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

番 号  
年 月 日

殿

主務大臣

基盤確立事業実施計画に係る認定通知書

年 月 日付けで申請のあった基盤確立事業実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第39条第○項の規定に基づく○○大臣、○○都道府県知事の同意を得た上で、同条第4項の規定に基づき、認定します。

また、下記の者が本認定に係る基盤確立事業実施計画に従って法第39条第3項第1号口に規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、法第43条第1項の規定により、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可があったものとみなされます。（※1）

記

1 農地を転用する者の住所等

<u>氏名</u>	<u>住所</u>

2 土地の所在等

<u>土地の所在</u>	<u>地番</u>	<u>地目</u>		<u>面積</u> ( <u>m<sup>2</sup></u> )	<u>備考</u>
		<u>登記簿</u>	<u>現況</u>		

/

また、下記の者が本認定に係る基盤確立事業実施計画に従って法第 39 条第 3 項第 1 号ロに規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、法第 43 条第 2 項の規定により、農地法第 5 条第 1 項の許可があったものとみなされます。(※ 2)

記

1 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容		備考
		登記簿	現況		権利の種類	権利の設定・移転の別	

また、下記の者が本認定に係る基盤確立事業実施計画に従って法第 39 条第 3 項第 2 号に規定する補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、同法第 44 条の規定により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなされます。(※ 3)

記

補助金等交付財産を活用する者の氏名	補助金等交付財産の補助金等交付省庁の名称	補助金等の名称

(備考)

- 1 下線部分は、基盤確立事業実施計画の認定に際して法第 39 条第 5 項及び第 8 項の規定に基づく協議を行った場合に、記載する。
- 2 ※1 二重下線部分は、認定に係る基盤確立事業実施計画に記載された設備等の導入に係る行為が農地法第 4 条第 1 項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、※2 波線部分は同法第 5 条第 1 項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、それぞれ記載する。
- 3 ※3 破線部分は、認定に係る基盤確立事業実施計画に記載された設備等の活用が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の承認を受けなければならない場合に記載する。
- 4 記については、農地を転用する者、譲受人又は補助金等交付財産を活用する者ごとに欄を繰り返し設けて記載する。
- 5 別添として、本通知に係る基盤確立事業実施計画の写しを添付する。

殿

主務大臣

基盤確立事業実施計画に係る不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった基盤確立事業実施計画については、認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

(注)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



## 株式会社〇〇〇〇の基盤確立事業実施計画の概要

〇年〇月認定

○

### 【主な事業内容】

### 【主たる事業所の所在地】

### 【計画の実施期間】

〇年〇月 ～ 〇年〇月

### 【活用予定の支援措置】

取扱製品等の写真

又は

取組のイメージが分かる

図・イラストなど

別記様式第8号（法第40条第2項関係）

基盤確立事業実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

主務大臣名 殿

申請者

住 所  
氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた基盤確立事業実施計画について、下記のとおり変更したので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第40条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

3 変更日

(備考)

- 1 「申請者」には、基盤確立事業を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第9号（法第46条第2項関係）

基盤確立事業実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

主務大臣名 殿

申請者

住 所  
氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた基盤確立事業実施計画に係る基盤確立事業について、下記のとおり 年度の実施状況を報告します。

記

1 基盤確立事業の実施状況

計画の記載内容	実施状況	評価
(設備等の導入に関する内容)		

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「計画の記載内容」には、別記様式第2号の1(2)②(ii)の概要を簡潔に記載すること。

3 「評価」には、実施状況について、以下のAからCのいずれかを記載すること。

なお、Cの場合には、その理由と今後の取組を「実施状況」欄に記載すること。

A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた C：ほとんど実施していない

2 基盤確立事業の目標の達成状況

目標	現状

注 「目標」には、別記様式第2号の3に記載した内容を記載すること。

(備考)

1 「申請者」には、基盤確立事業を行う全ての者を記載すること。

2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

番 号  
年 月 日

殿

主務大臣

基盤確立事業実施計画の認定取消通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 40 条第 3 項の規定に基づき、 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号により認定した基盤確立事業実施計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(注)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、主務大臣に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 11 号

番 号  
年 月 日

主務大臣名 殿

申請者  
住 所  
氏 名

基盤確立事業実施計画の認定取消しの申出

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた基盤確立事業実施計画に係る基盤確立事業について、下記の理由によりその認定の取消しを申し出ます。

記

認定の取消しを申し出る理由

別記様式第 12 号（法第 42 条第 1 項関係）

出願料軽減申請書（種苗法の特例措置の申請）

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請人（品種登録出願者）  
住所又は居所  
氏名又は名称  
法人の場合には代表者氏名：

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 42 条第 1 項の規定による出願料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請に係る出願品種  
農林水産植物の種類：  
出願品種の名称：
  
- 2 法第 42 条第 1 項第 1 号に掲げる者又は同項第 2 号に掲げる者の別  
申請人は、  
 法第 42 条第 1 項第 1 号に掲げる者  
 法第 42 条第 1 項第 2 号に掲げる者
  
- 3 認定基盤確立事業実施計画の認定番号及び認定年月日  
認定番号：  
認定年月日：
  
- 4 添付書面の目録  
 認定基盤確立事業の成果に係るものであることを証する書面  
 職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）  
 使用者等が品種登録出願をすることが定められた契約、勤務規則その他の定め  
の写し（該当する場合）

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 4 の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。

別記様式第 13 号（法第 42 条第 2 項関係）

登録料軽減申請書（種苗法の特例措置の申請）

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請人（品種登録出願者）  
住所又は居所  
氏名又は名称  
法人の場合には代表者氏名：

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 42 条第 2 項の規定による登録料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請に係る登録品種の品種登録の番号：
- 2 法第 42 条第 2 項第 1 号に掲げる者又は同項第 2 号に掲げる者の別申請人は、
  - 法第 42 条第 2 項第 1 号に掲げる者
  - 法第 42 条第 2 項第 2 号に掲げる者
- 3 認定基盤確立事業実施計画の認定番号及び認定年月日  
認定番号：  
認定年月日：
- 4 登録料の納付年分：
- 5 添付書面の目録
  - 認定基盤確立事業の成果に係るものであることを証する書面
  - 職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）
  - 使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の名義を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その他の定め（該当する場合）の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 5 の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。